

横浜市資産指令第3101号
平成20年9月1日

許可番号 第05650000364号

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証



住所 長野県長野市大字大豆島4020番地3

氏名 株式会社 みすず工業
代表取締役 林 宏道 様

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

横浜市長 中田 宏



許可の年月日

平成20年9月1日

許可の有効年月日

平成25年8月31日

1. 事業の範囲

特別管理産業廃棄物の種類

(1) 収集・運搬（積替及び保管を除く）

廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く）、廃酸（pH2.0以下のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く）、廃アルカリ（pH12.5以上のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く）、汚泥(※)、廃酸(※)、廃アルカリ(※) 以上6種類

（上記物は、いずれも産業廃棄物であるものを除く）

(※)の廃棄物の種類については、別表の有害物質を含むことのみにより有害な特定有害産業廃棄物に限る。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ（積替え又は保管を行う場合に限る。）

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成5年9月1日 新規許可

平成20年9月1日 更新許可

5. 許可の申請がされた日における規則第10条の12第2項の規定により準用する規則第9条の2第3項に掲げる基準への適合性

申請年月日 平成20年6月16日 基準適合

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、神奈川県知事に審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、横浜市を被告として訴訟を提起することもできます。

別表



特定有害産業廃棄物の種類

上欄の廃棄物の種類ごとに左欄の有害物質を含むことにより有害なものに限る。

[○(積替え保管を除く)又は●(積替え保管を含む)：左欄の有害物質を含む -：対象外]

廃棄物の種類 有害物質	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	鉍さい	ばいじん
鉛又はその化合物	-	○	-	○	○	-	-
六価クロム化合物	-	○	-	○	○	-	-
シアン化合物	-	○	-	-	○	-	-